◆直近事業年度における事業の概況

２０２４年度〔２０２４年４月　１日から ２０２５年３月３１日まで〕事業報告書

１．保険会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及び成果等

＜経営環境＞

2024年度のわが国経済は、物価が上昇する一方で、賃上げを始めとする雇用・所得環境や企業収益の改善等を背景に、緩やかに成長しました。日本銀行が2024年7月および2025年1月に利上げを行い、長期にわたる低金利環境からの回帰が進む一方、国際的な緊張関係の高まりなどにより世界経済の不透明感が意識される状況となりました。

国内株式は、日本銀行による利上げや米国の景気悪化懸念等により大幅下落するなど、金融市場は一時的に混乱しましたが、その後落ち着きを取り戻しました。国内長期金利は、日本銀行による利上げや国債買入れの減額を背景に上昇しました。外国為替相場は、米国における早期利下げ観測の後退等から、ドル円相場は一時160円を超える円安水準となりましたが、その後は日米金利差縮小の見通しから円高方向へ戻す動きとなりました。

＜事業の経過及び成果＞

当社は、「住友生命グループVision2030（以下、「Vision2030」）」において、グループのありたい姿として「ウェルビーイング※1に貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を掲げています。

「Vision2030」の実現に向け、2023年度にスタートさせた３ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2025」では、サステナビリティ重要項目の取組みを進めるとともに、「ウェルビーイングデザインへの進化」、「新規領域でのイノベーションの実現」、「収益構造改革」、「グループ戦略」の４つの取組みに注力しています。また、これらを確実なものとするための推進エンジンとして、「人財共育」および「デジタル&データ」に取り組むとともに、事業のサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成や事業リスク対策を進めています。

2024年度は、「スミセイ中期経営計画2025」の2年目として、各取組みの浸透・レベルアップを図るとともに、新たな商品やデジタルを活用したサービスの提供、非保険領域への展開をより一層進めることで、「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向けた歩みを加速させました。

※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。

（サステナビリティ重要項目の推進）

当社は経営方針に基づき、サステナビリティ経営を推進するうえで重要となる５つの項目を「サステナビリティ重要項目」として定めており、2024年度も引き続き“住友生命「Vitality」”※2を通じた健康長寿社会への貢献や社会・環境課題の解決等に取り組みました。

健康長寿社会への貢献では、“住友生命「Vitality」”を広く社会に向けて発信するとともに、商品、プログラムメニュー、特典（リワード）の進化に資する取組みを進めました。

社会・環境課題の解決に向けては、職員一人ひとりが継続的に学び、日常生活で実践し、社内外へ共感を拡げていくための取組みを行うなど、グループ一体となってサステナビリティの実現を目指しています。特に、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、住友生命グループの温室効果ガス（ＧＨＧ）排出量2050年ネットゼロ※3の達成を目指し、事業用店舗で使用する電力の実質再生可能エネルギー化※4や保有するビルのＬＥＤ化等を推進したほか、資産ポートフォリオにおいても、投融資先との対話やトランジションファイナンス※5等を通じ、投融資先企業の脱炭素に向けた取組みを後押ししました。加えて、自然資本・生物多様性に関わる国内外のイニシアティブ※6に積極的に参加するとともに、自治体等と連携協定を締結し多様性のある森づくりに取り組むなど、地球環境と生物多様性の保全に取り組みました。

また、人権への取組みを推進し、「住友生命グループ人権方針」に基づき、人権デュー・ディリジェンス※7や人権啓発研修等を実施したほか、人権に関する社外からの相談窓口を設置しました。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」、「子育て支援」、「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しています。また、未来を担う若年層への取組みとして、中学生・高校生を対象とした金融リテラシー等に関する出前授業を実施するとともに、小学生や大学生にも拡充しました。

※2 “住友生命「Vitality」”は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。また、Vitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」も提供しております。
※3 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成する（全体としての温室効果ガスの排出をゼロにする）ことを意味します。
※4 再生可能エネルギーなど非化石電源の「環境価値」を証書化したものを取得することで、使用する電力を実質的に再生可能エネルギーとみなすことです。
※5 脱炭素社会の実現に向けて、長期的な戦略に則り着実なＧＨＧ削減の取組みを行う企業に対し、その取組みを支援することを目的とした投融資手法のことです。
※6 投資家等が協働して推進する取組みを意味します。
※7 事業活動において起こりうる、顕在化した、または潜在的な人権に対する負の影響を継続的に検証し、未然防止または軽減に努める取組みのことです。

（ウェルビーイングデザインへの進化）

保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供にとどまらず、保険以外の領域も含めたサービスを総合的に提供する「ウェルビーイングデザイン」へと進化させることを通じて、お客さまを守り・増やしていくとともに、これまで以上に地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる会社の実現に取り組みました。

営業職員チャネルでは、「Vision2030」における目指す姿として、お客さま一人ひとりに最適なウェルビーイングをお届けするため、すべての営業職員が「ウェルビーイングデザイナー」への進化を目指すこととしております。2024年度は、“住友生命「Vitality」”を中心としたライフデザインの領域に加え、非保険領域のサービスを総合的に提供するとともに、自治体の課題解決や地域住民の健康増進活動・企業の健康経営サポート等、これまで以上に地域社会への貢献に取り組みました。また、お客さまに寄り添った適切なコンサルティングの提供に向け、新営業職員端末の稼働によるデジタル化の一層の推進や、ＡＩ等を活用した顧客情報管理システムの導入・コンサルティングサポートの全社展開を通じて、営業職員の活動・育成のレベルアップを図りました。

“住友生命「Vitality」”に関しては、Vitality健康プログラムの魅力をさらに高めるため、2024年9月に同プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitalityスマート」の契約期間を無期限とするレベルアップを実施したほか、同プログラムを付加した保険契約における保険料・Vitality利用料の払込方法を拡充しました。また、2025年1月に累計販売件数が200万件を突破したことを契機に、「Vitality200万件記念フェスタ」と題した期間限定特典・追加特典等を提供するなど特典（リワード）の拡充を行いました。2025年4月には、より質の高いアフターフォローを提供していくため、複数の担当者が共同でVitality会員をサポートする制度を導入しました。

こうした取組みの結果、2024年度末時点のVitality会員数は150万名となったほか、「2025年 オリコン顧客満足度®調査 総合保障保険（ＦＰ評価）」※8において“住友生命「Vitality」”が2年連続第1位を獲得するなど、社会からの認知度も高まっております。

保険商品のラインアップ充実としては、日本人の死因の多くを占める、がん、心疾患、脳血管疾患という特定3疾病に対して“幅広く”、“何度でも”、“それぞれ”お支払い可能な「３大疾病ＰＬＵＳ ＡＬＩＶＥ」を2024年9月に発売し、医療保障のレベルアップを行いました。この商品に“住友生命「Vitality」”を組み合わせることで、「特定3疾病のリスクに備え、特定3疾病のリスクを減らす真にお客さまのウェルビーイングに貢献する保険」の提供を実現します。

また、お客さまの資産形成ニーズに応えるため、職業のみの告知で90歳まで加入が可能な一時払終身保険「スミセイのかんたん告知終身保険90」を2024年4月に発売するとともに、一時払終身保険の予定利率を段階的に引き上げました。若年層向けには、生命保険を通じて資産形成の第一歩を後押しする観点から、元本※9割れリスクのない「貯金以上、投資未満。」※10をコンセプトとしたダイレクトチャネル※11専用商品「Ｃｈａｋｉｎ」を2025年3月に発売し、ファイナンシャル・ウェルビーイングへの貢献に取り組みました。

さらに、業務提携を通じた商品ラインアップの一層の拡充に向け、エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険を当社の営業職員を通じて販売する体制としており、生保・損保一体となった総合生活保障の提供に努めました。

サービス面では、「人ならでは」の価値に「デジタル」を融合することで、お客さまの状況に応じたサービスを提供し、お客さまの体験価値向上を目指しております。引き続き「スミセイ未来応援活動」※12を通じてお客さまに寄り添ったアフターフォロー活動に注力する中で、超高齢社会やデジタル社会を踏まえた対応として、「スミセイのご家族アシストプラス」※13やスマートフォンアプリ「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」※14のご案内を推進しました。特に、「スミセイ・デジタルコンシェルジュ」についてはその利便性がお客さまの満足度向上に寄与しており、同アプリから利用可能な、お客さまとそのご家族の健康サポートに関する商品付帯サービスのご案内に注力するとともに、お客さまの様々なご意向をお伺いするアンケートの設置等により、更なる活用拡大に取り組みました。そのほか、YouTube上に保険事務のデジタル手続きの解説動画を掲載する取組みを行いました。

金融機関等代理店チャネルでは、お客さま本位の良質なサービス提供が重要であるという認識のもと、多様化するニーズや環境変化に的確に応えるため、商品をフルラインで取り揃えるとともに、販売・管理態勢のレベルアップや代理店向けサポートの拡充に努めました。具体的には、2024年4月に、従来の一時払終身保険に、３つの健康状態の告知で加入でき、加入後すぐに一時払保険料を上回る死亡保障が得られるプランを追加した円建一時払終身保険「ふるはーとＪロードⅢ」および外貨建一時払終身保険「ふるはーとＪロードグローバルⅢ」を発売するとともに、お客さま本位の業務運営の一層の推進に向けた外貨建一時払保険の手数料体系の見直し等の取組みを進めました。

国内子会社における取組みについては、メディケア生命保険株式会社（以下、「メディケア生命」）にて、保険ショップ、銀行・信用金庫、ソニー生命保険株式会社等に医療保険を中心とした商品を供給し販売を推進しました。2024年7月に限定告知型医療終身保険「新メディフィットRe（リリーフ）」を発売するなど、お客さまにとって最適な商品・サービスの提供に努め、2024年10月にはメディケア生命の保有契約件数が200万件を突破しました。

アイアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォーマーや異業種等と連携したデジタル保険の展開を進めました。PayPayアプリを通じて加入する商品については、「熱中症お見舞い金」の2024年度上半期の販売件数が13万件と過去最高を記録しました。また、2025年1月には、賃貸火災保険「これだけ賃貸」、および医療保険「コロナ治療薬お見舞い金」を同アプリ内から提供開始しました。

保険ショップを展開する、いずみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、引き続きお客さまの比較検討ニーズに応える的確なコンサルティングに努めました。

ホールセールでは、幅広いニーズに応えるため、企業保険の提供や、法人向けサポートメニューの充実等、総合的な企業福祉制度の実現のサポートに取り組みました。

その一環として、団体保険分野では、「治療と仕事の両立支援」、「健康経営」というニーズに応える団体3大疾病保障保険「ホスピタＡ（エース）」、「ホスピタＶ」の販売に注力しました。また、団体年金分野では、近時の経済情勢の変化を踏まえ、金融市場環境に応じて機動的な資産配分を行うことで安定的なリターンを目指す「総合口バランスプラン（動的配分型）」を2024年10月に発売しました。加えて、企業の健康経営に対する関心の高まりを踏まえ、従業員の健康増進活動を後押しする企業向けサービス「Vitality福利厚生タイプ」を2024年6月に発売し、健康経営・ウェルビーイング経営のサポートに取り組みました。2024年度末時点で2800以上の団体に導入されたことに加え、「Japan Financial Innovation Award 2025」※15の金融機関カテゴリで部門賞を受賞するなど、社会から評価されております。

さらに、地方創生等に貢献することを目的に全国の自治体との連携を進め、地域の住民にVitality健康プログラムの一部を一定期間無償で提供する「Vitalityウォーク」を2024年度末時点で70以上の自治体にて実施するなど、充実したくらしを支え、地域に根付いたウェルビーイングサービスの提供に注力しました。

また、ＮＩＳＡやｉＤｅＣｏといった保険以外の領域も含めた総合的な金融コンサルティングを通じてお客さまのファイナンシャル・ウェルビーイングへ貢献するべく、「ファイナンシャル・オフィス」を東京と大阪に設置し、高度な金融リテラシーを持つ人財の育成や金融商品の販売スキルの強化、新たなマーケットの創出を進めました。

※8 株式会社oricon MEが毎年実施する、ファイナンシャルプランナーが「保障の独自性」「商品内容」「保険料」を項目ごとに評価したランキングです。

※9 払込保険料を指します。
※10「貯金」とは都市銀行やネット銀行等の円貨普通預金を指します。また、「貯金以上」の根拠については当社の専用HPをご確認ください。
※11 当社の専用HPより、Web上で直接お申し込みができます。
※12 定期訪問等を通じてお客さまに加入内容を十分に理解いただくとともに、現在も最適な保障になっているかを診断（コンサルティング）する活動です。
※13 お客さまが認知症等に罹患した場合、あらかじめ登録いただいた家族が契約内容の確認や手続きをすることができるサービスで、「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度の総称です。
※14 保険の資料請求、保険プラン作成依頼や契約の申込み、スミセイダイレクトサービスを通じた加入後の保全手続き・給付金請求等が可能となるスマートフォンアプリです。
※15 金融分野における情報通信技術を活用した先進的な取組みを促進し、業界内でのベストプラクティス共有を図ることに加え、企業グループや業種の垣根を超えたオープンイノベーションの更なる拡大を願い、2020年に新設された表彰制度で、スタートアップ、金融機関、コラボレーションの3カテゴリから成り立っています。

（新規領域でのイノベーションの実現）

一人ひとりのよりよく生きるに貢献するため、ＷａａＳ※16の開発に取り組み、実装するとともに、新規領域におけるサービスを充実させることで、住友生命グループのサービスを受けていただけるお客さまの拡大に取り組みました。

具体的には、人生100年時代における課題解決に向け、ＷａａＳの中核となる“住友生命「Vitality」”による「健康増進」の推進に加えて、「病があっても幸せに」「齢を重ねても幸せに」という観点から取組みを進めました。

特に、「病があっても幸せに」「齢を重ねても幸せに」をコンセプトとした領域では、重症化を予防しウェルビーイングに貢献する観点から、子会社の株式会社PREVENTとともに、生活習慣病に罹患して給付金をお支払いしたお客さまを対象に、生活習慣改善支援プログラム「Mystar」※17の提供を2024年10月に開始しました。さらに、最先端のデータ分析技術を駆使した共同研究プロジェクトを同社と開始し、Vitality会員等に対する適切な情報提供等のサービス拡充や、健康関連の新サービスの開発を目指しております。2025年2月には、これまで当社と株式会社PREVENTが協働で行ってきた生活習慣病の重症化予防・健康寿命延伸の取組みが、互いの強みを結合したオープンイノベーションとして「第7回日本オープンイノベーション大賞」において「スポーツ庁長官賞」を受賞しました。また、プレコンセプションケア※18に関しては、一人ひとりが望む理想のライフプランの実現に向け、引き続き不妊治療と仕事の両立支援ソリューション「Whodo整場（フウドセイバー）」のご案内を推進しました。

これらの取組みに加え、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケア カンパニーと協業し、業界初となる目の治療に特化したミニ保険※19「めまもりほけん」を2024年10月に提供開始したほか、オープンイノベーションによる新たな価値創造に向けて、CVC※20ファンド「SUMISEI INNOVATION FUND」を通じたスタートアップ企業への投資等を推進しました。

※16「Well-being as a Service」の略で、“住友生命「Vitality」”を中心に「一人ひとりのよりよく生きる＝ウェルビーイング」を支えるサービスをエコシステムとして展開しております。
※17 心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病罹患者向けに、スマートフォンアプリを使用したオンラインの生活習慣改善支援プログラムを提供し、一人でも多くの方が健康を維持できるよう支援する株式会社PREVENTが提供するサービスです。
※18 女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと、そして、赤ちゃんをさずかるチャンスを増やす、女性や将来の家族がより健康な生活を送れるようにする一連の取組みのことです。
※19 保険金額が少額かつ商品性がシンプルで、専用の保険契約管理システムで管理する商品を意味します。
※20 ＣＶＣ(Corporate Venture Capital)とは、将来性のあるスタートアップ企業への投資を通じて、事業共創を効率的・効果的に推進する仕組みです。

（収益構造改革・グループ戦略）

住友生命グループのサステナビリティを高めるため、引き続き、資産運用や海外事業の強化など、持続的・安定的な成長に資する総合的な取組みを進めました。また、社会・環境課題の解決に向けた取組みをグループ全体として推進しつつ、「Vision2030」を実現するためのグループベースの戦略の策定や、グループとしての一体感・シナジー発揮に向けた運営を推進しました。

資産運用では、資産運用立国実現の対応も踏まえ、責任ある機関投資家として中長期の安定的な運用収益の確保と持続可能な社会の実現への貢献の両立を目指して取組みを進めました。

中長期の安定的な運用収益の確保に向けては2つのポートフォリオ運営に注力しており、「ＡＬＭ※21運用ポートフォリオ」では、保険金等の確実なお支払いに資することを目的として、収益力向上のため超長期国債の買入れを行うとともに、ポートフォリオの良質化に向けた為替ヘッジ付外貨建事業債の入替えおよび売却を実施しました。「バランス運用ポートフォリオ」では、一定のリスクの範囲内で運用収益の向上を目指すべく、為替や株価の動向に留意しつつ、機動的に国内外株式や為替ヘッジを行わない外国国債の売買を行いました。

また、持続可能な社会の実現への貢献に向けては、責任投資を通じて主にファイナンスと対話の両面から取り組みました。ファイナンスにおいて、ウェルビーイング貢献領域におけるポジティブ・インパクト※22の更なる創出に向けたＥＳＧテーマ型投融資※23に積極的に取り組み、「スミセイ中期経営計画2025」に掲げるＥＳＧテーマ型投融資の3か年累計実行目標額を7000億円から1兆円へ引き上げるとともに、投資先企業の持続的成長に向けて多様なＥＳＧ課題をテーマとした対話を実施するなど、実効性ある取組みを推進しました。2024年10月には「アセットオーナー・プリンシプル」※24を受け入れ、アセットオーナーとしての責任を果たしていくことを表明しており、こうした責任ある機関投資家としての取組みが社外からも高く評価され、「第1回 社会インパクトリーダー賞※25 大賞」を受賞しました。

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ること等を基本方針としております。北米とアジアを中心として生命保険事業を展開するとともに、デジタル化の加速や競争の激化を踏まえ、海外出資先との情報連携やシナジー発揮を通じた事業イノベーション等の付加価値の創出に取り組みました。

特に、アジア事業戦略においては、シンガポールをアジア展開における中核拠点と位置づけ、2024年3月に子会社化したSingapore Life Holdings Pte. Ltd.（以下、「シングライフ」）の事業を推進するとともに、役職員の派遣や経営陣との定期的な協議機会の設定を通じた経営管理の実効性向上、シンガポール駐在員事務所を通じたコミュニケーション強化等に取り組みました。

加えて、グループシナジーの発揮に向けて、シングライフの強みであるＩＴ・デジタルをはじめとした様々な分野における連携を強化するとともに、かねてから北米事業を共に推進してきたSymetra Financial Corporation（以下、「シメトラ」）と当社を交えた3社間シナジーの創出に向けた検討も進めました。なお、シメトラに対して今後の事業成長を支えるため、2024年4月に6.5億米ドル（約1004億円）の増資を行いました。

グループ戦略については、住友生命グループ全体の持続可能性を高めるため、グループ経営方針・グループ経営計画の策定の検討を進めたほか、2024年7月に日本の相互会社として初めてIAIG※26に指定されたことを受け、国際的に活動する保険グループの責務として、深刻なストレスの発現時における、グループの健全性を迅速に回復するための計画を策定しました。

※21 ALM（Asset Liability Management）とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。
※22 投融資が環境・社会・経済に与える良い影響を意味します。
※23 ESG課題の解決を目的とした債券（例：グリーンボンド）等への投融資のことであり、主に責任投資における4つの重点領域（気候変動、ヘルスケア、人的資本、インフラ投資）への貢献を目指します。
※24 2023年12月に政府が公表した「資産運用立国実現プラン」の一環として、2024年8月に政府が策定したもので、保険会社を含むアセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則となるものです。
※25 一般社団法人 法と経営学会が主催する、企業のサステナビリティの取組みについて「具体性・新規性の有無」「ステークホルダーに与えるインパクト」「社内体制」等の観点で評価を行い、優れた企業を表彰し、社会課題の解決に取り組む企業の活動を社会に発信していく観点から創設されたものです。
※26 IAIG（Internationally Active Insurance Group）とは、国際的に活動する保険グループを意味します。

（人財共育）

ウェルビーイングに貢献し、持続可能な未来を実現していくための根幹である「人の価値」を高めるため、社長を本部長とした「人財共育※27本部」を中心として、経営方針に基づいた事業戦略と人財戦略の一体化に向けた取組みを進めました。

具体的には、ステークホルダーに価値を提供するためには、一人ひとりの職員がウェルビーイングを実現する必要があるとの認識のもと、人財戦略の基礎となる「目指す人財像」であるコンピテンシー運営を進めるとともに、各種サポートを通じた職員の自律的なキャリア開発を推進しました。加えて、次世代のリーダーを担う人財の育成に向け、社長と管理職の直接の対話機会を設けるなど、管理職共育のレベルアップに取り組みました。こうした取組みが評価され、「グッドキャリア企業アワード2024」※28において「大賞（厚生労働大臣表彰）」を受賞しました。

また、職員のウェルビーイングをサステナブルなものにしていくため、働き方改革、DE＆Ｉ（ダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョン）※29の推進、健康経営の取組みを進めるとともに、人財確保や職員の成長と更なる生産性向上に向けて、休暇を取得しやすい職場環境の整備や、男性育児休職の取得期間の延伸、初任給を含む処遇水準の引上げ等に引き続き取り組みました。

※27 経営戦略を具現化する職員（人）を「財（たから）」と位置づけ、上司と部下がお互い「育てる・育てられる存在」として共に育つことを意味します。
※28 厚生労働省が実施する、従業員の自律的なキャリア形成支援について他の模範となる取組みを行っている企業等を表彰し、その理念や取組内容などを広く発信することで、キャリア形成支援の重要性を普及・定着させることを目的としたものです。
※29 DE＆I（Diversity, Equity ＆ Inclusion）とは、多様な人財が、異なる感性を尊重し合いながら、公平な環境で、伸びやかに力を発揮できる状態を目指す考え方です。

（デジタル＆データ）

人の力だけでは実現できないことをデジタルとデータで補完して新たな価値を提供するため、社長を本部長とした「デジタル＆データ本部」において、住友生命グループ全体のデジタル化・データ活用を推進するとともに、各部門における実行支援等に取り組みました。

その一環として、各取組みの効果を最大化しお客さまの体験価値向上を図るべく、商品開発や顧客情報管理システムの導入、Vitality健康プログラムのレベルアップ等の各取組みに係るデジタル・データ活用を促進するとともに、2023年度に導入した生成ＡＩの利用対象者を拡大するなど、最新のデジタル技術の活用による業務の効率化等を進めました。

また、更なるデジタル化の推進に向けては多様なスキルを持つ人財の育成が不可欠であるという認識のもと、Ｅラーニングによるリテラシー向上やワークショップを中心とした研修の実施等に注力しました。

（よりよい企業風土の醸成・事業リスク対策）

住友生命グループのサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成および事業リスク対策の検討を進めました。

よりよい企業風土の醸成に向けては、「お客さま本位の業務運営」の更なる推進のため、全役職員がこれまで以上にお客さまの視点で発想し行動できるよう、引き続き「住友生命グループ行動規範」※30の浸透を図るとともに、職員一人ひとりの「ありたい姿（WILL）」を育み、組織の一体感を醸成するため、ウェルビーイングに関するミーティングを定期的に実施し、役員層と職員との対話にも取り組みました。また、「誰かのためのウェルビーイングに貢献、行動している」職員を表彰する「スミセイ『for your well-being』アワード」を開催し、職員が相互に尊敬しあう企業風土の醸成を図りました。

事業リスク※31については、リスクの洗出しと特定を行って定期的にモニタリングを実施するなど、ＰＤＣＡサイクルに則した事業リスクの管理に取り組みました。

※30 役職員一人ひとりが経営方針を行動レベルで実践していくために定めているものです。
※31 人口減少や気候変動といった環境変化への対応が不十分となり、当社のビジネスモデルにおける強みが損なわれ、「Vision2030」や経営計画の達成を阻害するリスクです。

（経営基盤の強化）

資本政策面では、2019年度に調達した劣後特約付借入金500億円を2024年6月に期限前弁済する一方、一層強固な財務基盤を構築するため、永久劣後特約付借入金により、同年6月に 1000億円を調達しました。また、2025年度末の経済価値ベースのソルベンシー規制の導入も見据えて財務の健全性確保に向けた自己資本の充実・態勢整備を進めるとともに、リスク対応力強化とのバランスを踏まえつつ契約者配当による還元の充実に取り組みました。

経営管理面では、経営方針に基づいた消費者志向経営を推進しており、お客さまの声や社会の要望を経営に活かす態勢を整備するとともに、ステークホルダーに対してサステナブルに価値を提供する観点から、2025年3月にカスタマーハラスメントに対する対応方針を制定し、職員が心身ともに健康で安心して働くことができる環境を整備しました。また、ガバナンスの更なる充実という観点から、2025年総代改選において総代候補者の一部を自薦者から選定するとともに、総代立候補制導入に向けた検討を進めました。

（業績の概況）

2024年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、金融機関を通じた一時払商品の販売減少等により前年度比11.0％減の962億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比2.5％増の707億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比1.3％減の2兆2325億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率※32については、13月目継続率で96.8％（前年度末比0.6ポイント減）、25月目継続率で93.0％（同1.0ポイント減）となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は33兆1135億円（前年度末比0.6％減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆7545億円（同1.3％減）となりました。

※32 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率　募集対象年月：2022年11月から2023年10月まで）、25月目（25月目継続率　募集対象年月：2021年11月から2022年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	2024年度	前年度比
新契約	962億円	11.0％減
うち生前給付保障＋医療保障等	292億円	2.9％減

	2024年度末	前年度末比
保有契約	2兆2325億円	1.3％減
うち生前給付保障＋医療保障等	5650億円	0.4％増

（注）1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等（一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等）を計上しております。
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。
3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料

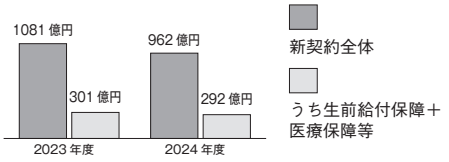

●保有契約年換算保険料

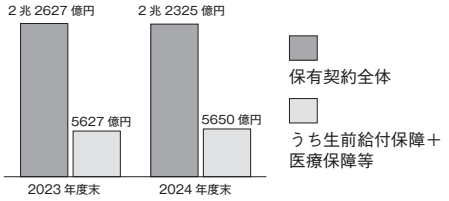

《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2024年度	前年度比
新契約（グループ全体）	4099億円	26.4％増

	2024年度末	前年度末比
保有契約（グループ全体）	3兆6720億円	6.5％増

（注）1. 新契約は、住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフの合計額（2023年度は、住友生命、メディケア生命、シメトラの合計額）です。
2. 保有契約は、住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフの合計額です。
3. 住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険の合計額です。
4. シメトラ、シングライフの決算日は12月31日です。

・保険金額

	2024年度	前年度比
新契約高	1兆910億円	22.1％増
減少契約高	3兆8431億円	8.7％減

	2024年度末	前年度末比
保有契約高	59兆4951億円	4.4％減

（注）1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。
2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。
3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。
4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高（保険金額）

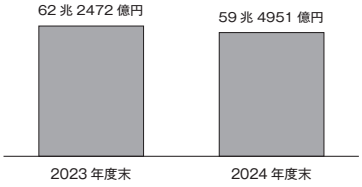

【団体保険および団体年金保険】

		2024年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	33兆1135億円	0.6％減
団体年金保険	保有契約高	2兆7545億円	1.3％減

（注）1．団体保険の金額は、主たる保障額です。
2．団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高

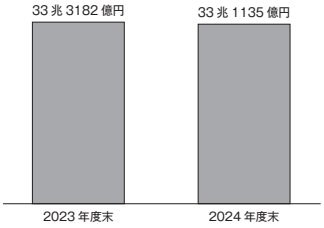

●団体年金保険保有契約高

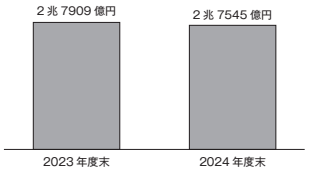

（収支・資産等の概況）

2024年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆1295億円（前年度比2.4％減）、資産運用収益が1兆2140億円（同7.8％減）、支出面では、保険金等支払金が2兆1130億円（同4.0％増）、資産運用費用が7351億円（同56.5％増）、事業費が3482億円（同4.7％増）となりました。こうした結果、経常利益は976億円（同33.7％減）となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余は860億円（同19.6％増）となりました。

また、当期末処分剰余金は765億円（前年度比9.9％増）となりました。

基礎利益については、円安による外国証券の利息・配当金の増加等により3405億円（前年度比30.1％増）となりました。

年度末の総資産については36兆7224億円（前年度末比3.9％減）となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備えて、法令の定めに基づき、標準責任準備金の対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約については平準純保険料式の責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆7493億円（前年度末比0.0％減）となりました。なお、2006年度から、新たに年金支払いを開始した個人年金保険契約について、原則として年金支払開始時点での標準基礎率を適用し、責任準備金を追加で積み立てております。

保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、743.2％（前年度末比25.6ポイント増）と引き続き十分な水準を確保しております。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2024年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2024年度	前年度比
経常収益	5兆1825億円	18.4％増
経常利益	694億円	41.1％減
親会社に帰属する当期純剰余	491億円	70.0％減

	2024年度	前年度比
グループ基礎利益	3798億円	24.3％増

（注）グループ基礎利益は、住友生命・メディケア生命の基礎利益、シメトラ・シングライフの税引前利益、バオベトHD・BNIライフ・PICC生命の税引前利益の当社持分相当額を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しております。なお、前年度のシングライフについては、子会社化前の当社持分相当額を合算しております。

	2024年度末	前年度末比
総資産	48兆8688億円	1.5％増

（注）シングライフの企業結合に伴う取得原価の配分が確定したことにより、前年度末比は遡及処理後の計数を用いて算出しております。

＜対処すべき課題＞

2025年度は「スミセイ中期経営計画2025」の最終年度にあたり、「Vision2030」で掲げるありたい姿「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現に向けた軌道を確立すべく、本中期経営計画の総仕上げと2026年度以降に向けた体制構築を進めてまいります。

これらの取組みを実現するためには、お客さまや社会からの信頼・信用に応えることが前提にあると考えており、事業活動の礎となる、更なるお客さま本位の業務運営の徹底やコンプライアンス・マインド等のグループ役職員一人ひとりへの再浸透を行います。加えて、金融市場の変動が大きくなる中、国内外の社会経済情勢が事業へ与える影響を注視し、リスクに適切に対応してまいります。そのうえで、本中期経営計画の目標達成に向けた取組みの加速と、次期中期経営計画以降も見据えた事業変革「スミセイＷＸ（ウェルビーイングトランスフォーメーション）」を推進してまいります。

「スミセイＷＸ」では、お客さまにウェルビーイングを体験価値として実感いただくため、引き続き一人でも多くの方にウェルビーイングをお届けするとともに、一人ひとりのウェルビーイングを質的にも深化させ、さらにその価値を高めることを軸とした事業変革に取り組みます。その実現に向けては、社長を本部長とした「スミセイＷＸ本部」を立ち上げ、既存領域での価値提供のみならず、デジタル・データマーケティングの実践による新たな顧客接点の創出や認知度向上に注力するほか、保険・非保険が一体となったサービス提供およびデータに基づくウェルビーイング価値の具体化等を全社一体で進めてまいります。

本中期経営計画に掲げる４つの取組みのうち「ウェルビーイングデザインへの進化」においては、保険を通じた安心の提供に向けて、保険・非保険サービスのコアの価値提供である“住友生命「Vitality」”の商品魅力のレベルアップや販売拡大を図るとともに、資産形成ニーズを捉えた保険商品の開発・提供とファイナンシャル・ウェルビーイングに資する総合金融サービスの提供に取り組みます。これらの取組みを支えるためには、ウェルビーイングを提供する競争力の高い人財集団づくりが必要であり、デジタルやＡＩを活用した営業職員の活動・育成のイノベーションを推進し、一人ひとりのコンサルティング力・活動効率向上に注力することで、お客さまへより質の高いサービスの提供に努めてまいります。さらに、充実したくらし・世代を支え、地域に根付いたウェルビーイングサービスを提供するため、引き続き自治体と連携した「Vitalityウォーク」の展開による地域創生、企業向けの「Vitality福利厚生タイプ」の提供によるウェルビーイング経営のサポートに取り組んでまいります。

「新規領域でのイノベーションの実現」においては、一人ひとりのよりよく生きるに貢献するため、ウェルビーイングサービスの開発と実装をより一層進め、“住友生命「Vitality」”を中核とした個人・企業向けの各種サービスを提供してまいります。また、多様なお客さまニーズに応えるミニ保険の開発に努めるとともに、プラットフォーマー等と連携した新たな顧客接点の創出等を行いながらミニ保険や「Vitalityスマート」等の提供を推進し、住友生命グループとしてお客さまにウェルビーイングをお届けしてまいります。

「収益構造改革・グループ戦略」においては、住友生命グループのサステナビリティを高めるため、金利上昇局面における円金利資産への投資を拡大する一方で、国内外株式や為替ヘッジを行わない外国国債については許容されるリスクの範囲内で機動的に投資を行うことで、更なる資産運用収益力の向上に取り組んでまいります。また、社会・環境課題の解決に向けて、ＥＳＧテーマ型投融資の更なる積み上げを図ることで、特にウェルビーイング貢献領域に対するポジティブ・インパクトの創出に注力するとともに、投資先企業との対話の実効性を高めてまいります。さらに、グループ全体の成長に資する海外事業の取組みも不可欠であり、シメトラの持続的成長やシンガポールを軸としたアジア事業を推進するとともに、グローバルな保険会社として従来以上に子会社とのコミュニケーションを強化することで、より一層のグループシナジーの発揮・経営管理体制の強化に努めてまいります。

また、これらの取組みを確実なものとするための推進エンジンとして、引き続き、「人財共育」および「デジタル＆データ」の取組みに注力してまいります。

以上の取組みを着実に進めることで、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」の実現を目指してまいります。

(2)財産及び損益の状況の推移

区　分		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度(当期)
年度末契約高	個人保険	54 1042	51 0584	47 9709	45 6846
	個人年金保険	14 7531	14 5040	14 2762	13 8104
	団体保険	33 3001	33 3694	33 3182	33 1135
	団体年金保険	2 7163	2 6999	2 7909	2 7545
	その他の保険	2181	2658	2848	2757
保険料等収入		2 1431 99	2 2164 29	2 1828 42	2 1295 56
資産運用収益		8670 86	1 2030 13	1 3165 80	1 2140 15
保険金等支払金		1 7572 64	1 9631 19	2 0311 01	2 1130 13
経常利益		1459 62	618 52	1472 76	976 88
当期純剰余		583 42	1472 04	719 46	860 68
社員配当準備金繰入額		583 10	570 67	583 55	652 82
総資産		36 4433 23	35 2981 66	38 2010 01	36 7224 96

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

≪ご参考≫当社グループの財産及び損益の状況の推移

区　分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度(当期)
経常収益	3 5994 28	4 2222 91	4 3787 69	5 1825 91
経常利益	1288 11	393 58	1177 91	694 22
親会社に帰属する当期純剰余	456 05	1199 92	1641 96	491 89
包括利益	△4244 05	△8265 35	1 0623 08	△974 78
純資産額	1 6252 79	7302 64	1 7848 43	1 6289 04
総資産	42 9942 87	42 6324 44	48 1240 26	48 8688 23

(注) 1. シングライフにおいてIFRS17「保険契約」が適用されたことに伴い、2022年度は遡及処理後の計数を記載しております。
2. シングライフの企業結合に伴う取得原価の配分が確定したことにより、2023年度は遡及処理後の計数を記載しております。

(3)支社等及び代理店の状況

区　分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	90	90	0
事業部	2	2	0
支部	1,531	1,536	5
海外駐在員事務所	3	4	1
計	1,626	1,632	6
代理店	528	548	20

(4)使用人の状況

区　分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,429	10,406	△23	47	17	370
営業職員	31,797	31,746	△51	46		

(5)主要な借入先の状況

借　入　先	借入金残高
	百万円
住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社	100,000
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第２回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第３回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第４回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6)資金調達の状況

永久劣後特約付借入金により、2024年6月に1000億円を調達しました。
2024年6月に劣後特約付借入金500億円を期限前弁済しました。

(7)設備投資の状況

イ．設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	48,329

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

ロ．重要な設備の新設等

2024年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8)重要な子会社等の状況

a．子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100％
スミセイ情報システム株式会社	大阪府大阪市	コンピューター関連業務	1971年5月12日	300百万円	100％
アイアル少額短期保険株式会社	東京都中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100％
株式会社スミセイビルマネージメント	東京都中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100％
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100％
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100％
株式会社PREVENT	愛知県名古屋市	医療データ解析および生活習慣病の重症化予防支援事業	2016年7月15日	100百万円	100％
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100％
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100％
株式会社スミセイハーモニー	大阪府大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100％
住生物産株式会社	大阪府大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100％
株式会社シーエスエス	大阪府大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100％
株式会社保険デザイン	大阪府大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95％
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80％ (100％)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52％ (64.70％)
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,258 百万シンガポールドル	100％
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100％

(注)当社が有する子会社等の議決権比率の(　)内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b．関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会　社　名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
マイコミュニケーション株式会社	愛知県名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00％
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都中央区	投資信託委託業および投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35％
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ	東京都新宿区	保険募集業	2001年6月1日	336百万円	30.47％
ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社	東京都中央区	確定拠出年金運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95％
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアルピア	39.99％
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムドン	22.08％

(注) 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等７社が子会社、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等14社が子会社及び子法人等、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社１社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2024年4月24日	当社は、当社の子会社であるSymetra Financial Corporationが行った6.5億米ドル（約1004億円）の増資の引受けを行いました。
2024年6月14日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra CLO 2024-1,Ltd.を設立し、同社は当社の子法人等となりました。
2024年11月8日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Philippines Inc.への増資を実施し、同社の資本金は2500百万フィリピンペソから3100百万フィリピンペソへ増加しました。
2024年11月18日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはGreenwell Springs Road, LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2024年12月12日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はNavigator Investment Services Limitedへの増資を実施し、同社の資本金は90百万シンガポールドルから108百万シンガポールドルへ増加しました。
2025年2月26日	当社の子法人等であるSymetra CLO 2024-1,Ltd.は、Symetra CLO 2025-1,Ltd.に社名変更しました。
2025年3月28日	当社は、当社の子会社であるアイアル少額短期保険株式会社が行った約6億円の増資の引受けを行うとともに、アイアル少額短期保険株式会社は、約3億円の減資を行いました。

(10)その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員に関する事項

(1)会社役員の状況

a．取締役

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
橋　本　雅　博*	取締役会長	指名委員 報酬委員		
高　田　幸　徳*	取締役	指名委員 報酬委員		
角　　英　幸*	取締役			
栄　森　剛　志*	取締役			
百　合　達　哉	取締役	監査委員		
森　　公　高	取締役 （社外役員）	監査委員長	・日本公認会計士協会 相談役 ・三井物産株式会社 社外監査役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片　山　登志子	取締役 （社外役員）	監査委員	・片山・平泉・椚座法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
山　本　謙　三	取締役 （社外役員）	指名委員長 報酬委員長	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ブリヂストン 社外取締役 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	
白　河　桃　子	取締役 （社外役員）	指名委員 報酬委員	・相模女子大学大学院 特任教授 ・株式会社ジョイフル本田 社外取締役 ・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役	
石　井　　茂	取締役 （社外役員）	監査委員	・ソニーグループ株式会社 社友 ・株式会社横浜銀行 社外取締役	
小　林　充　佳	取締役 （社外役員）	指名委員 報酬委員	・西日本電信電話株式会社 相談役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 ・セーレン株式会社 社外取締役 ・関西テレビ放送株式会社 社外取締役	

（注）1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である百合達哉を常勤の監査委員として選定しております。

3. 取締役白河桃子は、2025年3月31日付で相模女子大学大学院特任教授を退任し、2025年4月1日付でiU情報経営イノベーション専門職大学特任教授に就任しました。これにより、2025年4月1日時点の重要な兼職は以下のとおりとなります。

・iU情報経営イノベーション専門職大学 特任教授
・株式会社ジョイフル本田 社外取締役
・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役

b. 執行役

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当		重要な兼職	その他
橋　本　雅　博*	代表執行役			
高　田　幸　徳*	代表執行役社長			
角　　英　幸*	代表執行役副社長 グループ・サステナビリティオフィサー	[ブランドコミュニケーション部、企画部、主計部、経理部]担当		
栄　森　剛　志*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部]担当		
松　本　　巖	執行役専務	[運用企画部、ＡＬＭ証券運用部、バランスファンド運用部、特別勘定運用部]担当		
堀　江　喜　義	執行役専務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、大阪総括部、損保事業部、首都圏本部、近畿北陸本部、大阪すみれい事業部]担当		
岩　井　豊　城	執行役常務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部]担当		
汐　満　　達	執行役常務	[ＣＸ企画部、財務部、不動産部、情報システム部]担当		
藤　　秀　壮	執行役常務	[年金事業部、法人総括部、公法人部]担当、[コンプライアンス統括部、内部監査部]副担当		
香　山　　真	執行役常務	[総務部、勤労部、人事部、人財共育本部事務局]担当		
髙　尾　延　治	執行役常務	[コンプライアンス統括部、調査広報部、商品部]担当		
橋　本　篤　史	執行役常務	[お客さま本位推進部、営業人事部、営業教育部]担当		
寺　﨑　啓　介	執行役常務	[内部監査部、運用審査部、運用管理部]担当		
川　口　謙　誠	執行役常務	[国際業務部、事業企画部]担当		

（注）1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 2025年3月31日時点で、藤秀壮は、コンプライアンス統括部副担当として商品部に関する事項を担当しております。また、内部監査部副担当として運用審査部・運用管理部に関する事項を担当しております。
3. 2025年3月31日の終了をもって、執行役常務藤秀壮は、執行役を辞任しております。
4. 2025年4月1日付で、執行役常務岩井豊城および香山真は執行役専務に就任しております。

(2)会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	7	160
執行役	15	858
計	22	1,019

（注）1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2024年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2024年度中に報酬を支給した者（執行役１名）を含んでおります。
2. 報酬等の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」

１．基本方針
執行役および取締役の個人別の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。
具体的には、以下のとおりとする。
ａ．契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
ｂ．企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。（経営の監督を担う非執行の取締役に対しては、本項目は適用しない）
ｃ．報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
ｄ．優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。

２．報酬体系
業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役の報酬体系は、別体系とする。
ａ．執行役の報酬体系
執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。
具体的には、以下のとおりとする。
（１）固定報酬
役位および職務内容に応じ決定する。
（２）業績連動報酬（単年度）
役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。
全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率（経営計画との対比）とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90％～120％とする。
業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5％（業績連動指標100％達成の場合）とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70％、部門評価対象が30％とする。
（３）業績連動報酬（中長期）
執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースとした業績連動報酬（EV）および、非財務評価に応じたポイント累計をベースとした業績連動報酬（非財務）を支給することができる。
なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。
注）執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。
ｂ．取締役の報酬体系
取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。

３．報酬の水準
同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等を入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。

【固定報酬と業績連動報酬(単年度)の支給割合】

取締役(執行役を兼務する者は除く)	固定報酬：100％
執行役	固定報酬：72.5％、業績連動報酬：27.5％

【業績連動報酬に係る指標】

全社業績連動指標		ＥＶ事業収益の経営計画に対する達成率
部門評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率
	上記以外の執行役	所管する部門のＫＰＩ等の達成状況に基づく総合評価

【当該指標を選択した理由】

ＥＶ事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のＥＶの増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

【業績連動報酬の額の決定方法】
役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

【役職ごとの報酬の決定に関する方針】

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100％適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70％、部門評価を30％適用

b．報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区　分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬	報酬等の合計
取締役	7	160	―	160
執行役	15	560	297	858
合　計	22	721	297	1,019

(注) 報酬等の総額が１億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】
2024年度の業績連動報酬は、各指標の2023年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指　標	目　標	実　績
ＥＶ事業収益	1,880	2,367
新契約価値(リテール部門)	1,709	1,248
新契約価値(代理店部門)	256	236

また、サステナビリティ経営方針のもと各ステークホルダーのウェルビーイング実現に向けた取組みを推進するため、サステナビリティ経営を進捗させる動機付けとして、業績連動報酬(中長期)に新たに業績連動報酬(非財務)を導入しており、2023 年度業績から評価を始め、2024年度以降の報酬から適用しております。

業績連動報酬(非財務)については、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイング貢献領域」(※)ごとの進捗状況について報酬委員会で評価しており、2023年度の評価結果は、「サステナビリティ経営が進捗した」となりました。

※次のとおり、ステークホルダーごとに、ウェルビーイング貢献領域を設定

ステークホルダー	ウェルビーイング貢献領域
お客さま、社会	・保険を通じた安心の提供 ・健康増進への貢献 ・充実したくらしを支える ・国・地域の健康・ウェルビーイングのサポート
ビジネスパートナー	・ビジネスパートナーの成長
地球環境	・地球環境の改善
従業員	・人財の活性化、エンゲージメントの向上

c．報酬等の決定過程

【報酬等の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名　称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2024年5月9日	報酬委員会にて「取締役（常勤監査委員）の固定報酬の改正」を決議。「2023年度非財務評価」を審議。「業績連動報酬への非財務評価導入に伴うディスクローズ」を報告。
2024年6月17日	報酬委員会にて「2023年度非財務評価」、「『執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針』の改正」、「退任執行役の報酬」を決議。「2024年度執行役の報酬」を審議。「業績連動指標に使用する『ＥＶ』『ＥＶ事業収益』の定義」、「2024年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2024年7月2日	報酬委員会にて「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2024年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2024年8月7日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2024年9月6日	報酬委員会にて「定量評価対象執行役の評価方法の見直し」を審議。
2024年10月7日	報酬委員会にて「定量評価対象執行役の評価方法の見直し」を審議。
	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2024年11月18日	報酬委員会にて「定量評価対象執行役の評価方法の見直し」を決議。「2024年度経営者報酬調査」を報告。
	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2024年12月23日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2025年2月10日	報酬委員会にて「昇任執行役の個人別の報酬」を決議。「非財務評価開示の方向性」を審議。
2025年3月5日	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3)責任限定契約・補償契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
森　　公　高 片　山　登志子 山　本　謙　三 白　河　桃　子 石　井　　茂 小　林　充　佳	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第１項第１号に掲げる額に限定します。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4)役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役 および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

３．社外役員に関する事項

(１)社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
片　山　登志子	片山・平泉・椚座法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉・椚座法律事務所の間に特別な関係はありません。
山　本　謙　三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
森　公高	三井物産株式会社 社外監査役 当社は、三井物産株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片山　登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
山本　謙三	株式会社ブリヂストン 社外取締役 当社は、株式会社ブリヂストンと保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有しております。 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。
白河　桃子	株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。
石井　茂	株式会社横浜銀行 社外取締役 当社は、株式会社横浜銀行と保険の取引があります。また、同社へ外貨建定期預金、コールローンを行うとともに、代理店契約を締結しております。
小林　充佳	阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、阪急阪神ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 セーレン株式会社 社外取締役 当社は、セーレン株式会社の株式を保有しております。 関西テレビ放送株式会社 社外取締役 当社は、関西テレビ放送株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

（2）社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言その他の活動状況
森　公高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片山　登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山本　謙三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会7回開催、うち7回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
白河　桃子	2022年7月5日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会7回開催、うち7回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
石井　茂	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 監査委員会15回開催、うち15回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
小林　充佳	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、うち13回出席 指名委員会6回開催、うち6回出席 報酬委員会7回開催、うち7回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

(3)社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	108	―

(4)社外役員の意見

該当事項はありません。

4．基金に関する事項

(1)基金拠出額

50,000百万円

(2)当年度末基金拠出者数

1名

(3)基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命2023基金流動化株式会社	百万円 50,000	% 100

(注)住友生命2023基金流動化株式会社は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5．会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太　典明 指定有限責任社員 辰巳　幸久 指定有限責任社員 中山　卓弥	244※ ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第２条第１項の業務以外の業務である「アシュアランスレディネス業務」等についての対価を支払っております。

(注) 1. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は439百万円です。
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人及び会計監査人と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に支払うべき監査証明業務に基づく報酬は1406百万円、非監査業務に基づく報酬は154百万円です。

(2)責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3)会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

１．監査委員会は、保険業法第53条の９第１項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。

２．監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。

３．監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

ロ．当社の重要な子法人等のうち、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.およびSymetra Financial Corporationは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6．業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等に則り、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第１項第１号ロおよびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

１．監査委員会の職務の執行のための体制

①監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

ａ．監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。

ｂ．監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。

ｃ．監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。

（１）定員および予算

（２）所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

・監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および８名の職員を配置している。
・監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

②監査委員会への報告に関する体制

ａ．次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。

（１）重要な会議への監査委員の出席

（２）グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告

ｂ．前記ａの方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。

（１）担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項

（２）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（子会社等における事実を含む）

（３）法令または定款に違反する重大な事実（子会社等における事実を含む）

（４）内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）

（５）内部監査の実施状況およびその結果（子会社等を対象とするものを含む）

（６）その他監査委員会が報告を求める事項

ｃ．前記ｂに掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

③監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。

ｂ．内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。

ｃ．監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。

ｄ．監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。

ｅ．前３項および前記ａからｄまでの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

・監査委員会に社内取締役である常勤監査委員１名を置いている。
・内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
・内部監査部は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
・監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社２社に派遣している。
・2024年度において、監査委員会と代表執行役社長および執行役（員）が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

２．業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ａ．法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
（１）コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
（２）内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
（３）コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

ｂ．執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。

ｃ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。

ｄ．「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。

ｅ．保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。

ｆ．「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。
・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。
・コンプライアンス統括部担当執行役は年１回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。
・反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。
・各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、企画部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。
・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の３つの事項に関する管理を実施している。
①責任準備金等の適切な積立て
②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定
③法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施
・主計部担当執行役は、四半期に１回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。
・内部監査部は、金融商品取引法第24条の４の４および第193条の２等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価したうえで内部統制報告書を作成し、保険契約者等に開示するとともに、監査法人による監査を受けている。
・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
法令等遵守体制 保険募集管理体制	法令等遵守体制 ・コンプライアンス強化月間を中心に、住友生命グループ行動規範およびお客さま本位の視点に基づいた研修、募集ルール等の浸透やルール不知による不適切行為防止に向けた教宣、処分事例教材等による継続的な教育を実施した。 ・疑わしい取引、利益相反、法人関係情報の管理、ＦＡＴＣＡ（注１）報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 保険募集管理体制 ・社内外での不祥事故等の発生事案を踏まえた潜在的なリスク検知に向けたモニタリング、要指導・要把握職員の牽制・指導にスポットを当てた予兆把握・未然防止運営を継続実施した。 ・代理店への新規委託時や既存委託先への臨店指導時において、代理店部門が把握した情報を基にコンプライアンス統括部が適切性を確認するなど、代理店部門とコンプライアンス統括部が引き続き連携しモニタリングの実効性を高めた。 ・本社販売部門のサポートチームにおいて、支部ごとのリスク評価・定量分析や重点支社へのサポートを実施し、支社における自律的な改善指導の取組みおよびいち早い予兆把握を促進した。 ・営業職員取扱いの他社商品についてモニタリング・牽制・教育を継続して行ったほか、取扱知識のレベルアップに向け、研修や教宣資料により募集基本ルールの周知徹底を図った。 （注１）外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	職場環境コンプライアンス ・ハラスメント防止に向けたモニタリングを継続するとともに、不正行為やハラスメント等の懸念を感じた際に躊躇せず職場の上司等に相談する「スピークアップの風土」の醸成への取組みを開始し、毎月の動画研修や、営業職員初期教育において継続的な教宣を行った。 内部通報制度 ・内部通報受付件数の社外開示、社内イントラネットにおける内部通報受付状況の開示範囲拡大や、通報者保護取組みの教宣の拡充等により内部通報制度の信頼性・有効性向上を図った。また、パワーハラスメント懸念の申出が継続的に発生している状況を踏まえ、管理職を対象とした研修、教材の提供、パワーハラスメントへの意識向上・未然防止への注意喚起等の継続的な教宣を行った。
情報開示	・経営戦略と情報開示の一体化の一環として、昨年の統合報告書に引き続き、情報開示規程・情報開示協議会の所管についても、全社の経営戦略の企画・調整を所管する部署へ移管した。同協議会において「ウェルビーイングをひろげる開示」、「サステナビリティを支える開示」についての議論を実施した。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。
・規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。
・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
適切かつ効率的な情報保存・管理	・「情報保存規程」および関連細則に基づき、保存期限を設定のうえ適切な場所にて文書を保存するとともに、関連細則に基づき保存期限を迎えた文書の廃棄を行った。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。
（１）リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
（２）リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

ｂ．通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画（ＢＣＰ）」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。
・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。
・リスク管理統括部担当執行役は年２回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。
・危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。
・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
統合的リスク管理	・経済価値ベースの資本規制導入を見据え、単体の内部管理ＥＳＲ（注１）について新資本規制案を踏まえ見直し、それに基づくリスク管理を実施した。連結の内部管理ＥＳＲについては、海外子会社の統合方法等の動向も踏まえ継続的に検討を行った。 ・資産運用の収益力強化への取組みを踏まえ、国内金利変動によるＥＳＲ等への影響、重点管理資産の投資状況、株式、オープン外国国債等の相場変動による含み損益や減損への影響等のモニタリング結果を経営政策会議等に報告した。 ・連結ＥＳＲ、連結ソルベンシー・マージン比率等の定期的なモニタリングに加え、大幅な相場下落時においては影響を都度確認し経営層に報告を行った。また、定例のストレステストに加え、2023年度第4四半期と2024年度第2四半期のリスク状況報告において、代表的な２つのストレスシナリオ（リーマンショック、金利上昇）下での状況の概算を新たに実施した。 （注１）Economic Solvency Ratioの略。
サイバーセキュリティ対策	・外部育成プログラム等を活用してセキュリティ人材の継続的な育成を行った。 ・外部委託セキュリティ評価について、チェック表による確認に加えて評価サービスを導入することにより、拡充・効率化を図った。 ・ＤＸ推進に伴うシステム開発案件の増加に伴い、開発スピードに対応したセキュリティ診断サービスの利用を拡大した。また、クラウドサービスの利用拡大を踏まえ、設定内容を監視するサービスを導入した。 ・引き続き効率的、効果的なセキュリティ投資となるよう、セキュリティ活動の目標を設定するとともに、一定の水準を維持したうえでのコスト削減に取り組んだ。
危機管理体制・業務継続計画	・「南海トラフ地震臨時情報」発令時対応マニュアル、新型インフルエンザ等対策・マニュアルのレベルアップや、富士山噴火対策マニュアルの新設を実施したほか、令和６年能登半島地震への対応の振返りを行い、認識された課題への対応を進めた。 ・首都直下地震の被害を想定した危機対策本部設置訓練を、従来より難易度を上げる形で実施した。また、災害対応ツールについて、管理職向けの研修等で周知を図ったほか、各種訓練での活用・振返りを実施した。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
ｂ．経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振返りを行い必要な改善を図る。
ｃ．ＩＴガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「ＩＴガバナンス管理方針」に基づき、ＩＴ戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

・「組織規程」に定める組織・事務分掌を経営環境等に即して随時改正している。また、「職務権限規程」等については定期的な見直しを行うとともに、必要に応じた改正を行い、適切かつ効率的な意思決定のあり方を追求している。
・１事業年度を遂行期間とする年間経営計画および３事業年度を遂行期間とする中期経営計画を取締役会が策定するとともに、取締役会において年２回の振返りを実施している。
・「ＩＴガバナンス管理方針」およびその下位規定ならびに経営計画を踏まえて、中期システム化計画を取締役会が策定するとともに、その遂行状況について単年度ごとに取締役会に報告している。
・ＩＴ戦略委員会において、ＩＴ戦略およびＩＴ投資に係る重要事項の部門横断的な審議を行っている。
・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
ガバナンス体制	・中長期的なビジネス戦略に関する議論、取締役間の意見交換の充実を目的に、取締役会外での議論セッションを実施した。 ・重要テーマに関する審議時間の確保のため、取締役会付議事項の絞り込み・案件の性質に応じた報告方法の整理、取締役会の指示・意見事項のフォローアップ体制の整備を行った。 ・ステークホルダーへの理解の深化を目的に、社外取締役と営業職員等との意見交換会を開催した。
経営計画	・「スミセイ中期経営計画2025」および「2024年度経営計画」の遂行状況を確認するとともに、外部環境を踏まえ、「2025年度経営計画」を策定した。 ・「2024年度経営計画」に基づき各部門ごとの業務執行計画を策定し、年2回の振返りを実施した。 ・次期中期経営計画の策定に向けて、グループ中期経営計画の考え方、ＥＲＭの高度化等について、関係部門での協議を行った。
収益管理	・連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、シングライフを含む連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 ・全体最適な投資案件の優先順位付けに基づき、財源を確保した真に必要な新規投資案件に対し、投資効果増大に向けた支援を実施した。また、期中の予算調整により、販売促進への戦略的財源投入を実施した。 ・合理化取組みへの財源投入や過去の投資案件の再点検等、既存経費の計画的な合理化に引き続き取り組んだ。 ・2025年に導入が予定されている経済価値ベースの資本規制について、公表された基準案を踏まえた対応の方向性の検討や、2025年度に実施予定の本番を想定した試行（ドライラン）に向けた実施態勢等の方針検討を行った。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。
（１）法令等遵守体制
（２）保険数理管理体制
（３）リスク管理体制
（４）外部委託体制
（５）内部監査体制
ｂ．「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
（１）子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
（２）子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振返り
（３）子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振返り
（４）子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振返り
ｃ．必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。
ｄ．「再建計画規程」に基づき再建計画を策定し、危機発生時におけるグループの健全性の迅速な回復を図る。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を定め、各社に周知している。
・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携のうえ、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、グループベースの経営管理を実施している。
・取締役会においてグループ各社の経営管理体制の整備・運用状況の確認を行い、グループ経営管理体制の実効性を確認している。
・事業企画部等の担当執行役は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年２回、それ以外の子会社等の経営状況について年１回、取締役会へ報告している。
・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年１回の振返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振返り結果について定期的に報告を受けている。
・国内外の子会社、関連法人に対し、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等を踏まえて取締役または監査役を派遣しており、これらの取締役または監査役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
・再建計画規程に再建計画の定義や構成、見直しの頻度、経営や各組織の役割を定め、特段の事情がない限り、年１回再建計画の見直しを実施し、取締役会において決議することとしている。
・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
グループガバナンスに関する内部統制システムの必要に応じた改善	・2021年度に構築したグループ経営管理体制に基づき、2022年度以降本格的に開始したグループ全体の法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託および内部監査の各経営管理体制について、グループ各社の体制整備および運用状況の確認を行うとともに、特段の問題がないことを取締役会に報告した。 ・ＩＡＩＧ指定を見据えた内部統制システムの整備を2023年度までに完了したことを受け、グループ経営管理の更なる高度化を進めている。グループ機能別横断会議開催の検討等を行うとともに、各子会社のコンプライアンスに係るリスクの共通目線での評価を実施した。 ・危機発生時におけるグループの健全性回復を定めた「再建計画」を策定した。あわせて、内部統制基本方針を含む必要な規定改正等を実施した。
子会社等	・新たに子会社化した株式会社PREVENTの内部管理態勢の整備に取り組んだほか、子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポーティングの徹底や、子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じた指導を実施した。 ・社会・環境課題に係るサステナビリティへの対応として、グループベースでカーボンニュートラル実現に向けたＧＨＧ排出量削減に取り組むとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権に関する取組み等を推進した。 ・シメトラおよびシングライフの戦略会議において、当社のＩＡＩＧ指定に伴い今後両社に協力を求める事項について説明を行ったほか、専門分野ごとに部門別会議を開催し、実務レベルの相互理解促進を図った。

⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制

お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
・「ＣＸ戦略会議」を設置し「ＣＸ取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。
・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
お客さま本位の業務運営	・住友生命グループ行動規範の認知・理解から「行動」実践への発展に向け、行動規範ケーススタディ集を発刊し、行動規範に基づき「考える」習慣づくりに取り組んだ。 ・マネジメント層向けの各種研修機会において、今日的に求められるリーダー像について周知し、お互いに尊重し、建設的な協力ができる組織づくりを推進した。 ・乗合代理店における比較推奨販売の適切性に関して、臨時のお客さま本位推進委員会を開催し、保険事業を営む子会社も含め、顧客本位の業務運営の一層の推進、顧客最善利益の提供の観点から、今後の監督指針および協会ガイドラインの改正を踏まえた体制整備の検討を含めたベストプラクティス追求に向けた認識の共有化を図ったうえで、取締役会にも報告を行った。 ・消費者問題に詳しい有識者を社外委員とする「ＣＳ向上アドバイザー会議」を開催し、お客さま本位の業務運営の推進に関する諸施策等に関してのご意見をいただき、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発、情報提供の充実に活かしている。
保険契約管理・保険金等支払管理	・保全手続きのデジタル化推進、各種の事務効率化、および職員教育等、サステナブルな保険事務サービス体制の構築に継続して取り組んだ。 ・生成ＡＩの活用推進に向けた部門横断での研究・検証・実証実験を進めた。 ・事務担当者の高齢化や採用難等による人員減に対応するとともに、積極的な事務効率化により更なる人員・コスト削減に資するべく、事務サービス部門の選任チームにおいて、地域特性に応じた効率的な支社・拠点事務体制の構築に向けた個別の支社の状況に応じた検討を進めた。 ・保険契約の電子申込・Web申込時の後続事務（特別条件、変更訂正、健康診断書不備整備）をお客さまのスマートフォン・ＰＣで手続き可能とするシステムを構築したほか、一部商品でのみ利用可能であったインターネット上で決済を行える決済プラットフォーム（TREE PAYMENT）の対象を全保険商品に拡大した。
顧客サポート等管理	・お客さまに継続的に安心を提供し、また、それを担う職員を守り安全な職場環境を維持するため、不当クレームガイドライン（社内マニュアル）の改正等による体制整備を進めるとともに、カスタマーハラスメントに該当する行為に対して毅然とした対応を行うことを示すべく「カスタマーハラスメントへの対応方針」を制定し、公表を行った。 ・実際に各支社で発生した態度・マナーに関する苦情事例等を基にした教材を作成し、教宣を行った。 ・アフターフォロー苦情が増加している傾向を踏まえ、定期コンタクトを行う目的・趣旨等の再徹底やデジタルツールを活用した新たな顧客接点のあり方の模索、苦情申出を踏まえた担当設定の更なる推進等の検討・対応に着手した。 ・代理店扱の外貨建保険契約の苦情削減に向け、教材や苦情意見交換会等で事務取扱いの不注意に関する苦情や価格変動リスクに関する苦情について注意喚起を行った。また、解約手続中の為替等変動に関する苦情に対してコールセンターで任意円建移行受付を開始した。さらに、特定取引用口座登録をダイレクトサービスで手続き可能とさせ、即日解約サービスの推進を行うなど、関係部門が協力して対策を講じた。
顧客情報管理	・他社での情報漏えい事案を踏まえ、住友生命グループを対象に、機密性の高い情報を保有するシステムの情報管理体制を点検し、問題のないことを確認した。 ・情報漏えいに関する重大なリスク顕在化事案の発生を踏まえ、委託代理店等におけるアクセス権限の見直し、誓約書および個人情報の同意書の取り付け、研修実施、社外あてEメールのチェック機能強化等の再発防止策を進めた。
外部委託管理	・外部委託管理対象の契約書を対象に、人権尊重の取組みを担保するための条項を導入し、2025年度から運用を開始することとした。 ・委託選定時およびモニタリング時に使用する「取引活動におけるガイドラインチェックシート」を改定、「社外からの人権相談窓口」のご利用方法等を記載し、外部委託先への周知を実施した。 ・経済安全保障推進法における「特定社会基盤事業者」への指定を受け、重要設備の導入・維持管理等の委託に関する事前届出について、関連細則を改正し、届出が適切に行われるための手順を規定するとともに、モニタリング体制を構築した。2024年10月に最初の届出を完了しており、対応体制に問題のないことを確認している。
利益相反管理	・管理システムに登録された苦情について、優越的地位の濫用に関するキーワードを用いたサンプル調査を四半期ごとに実施し、利益相反の問題が発生していないことを確認した。 ・株主としての議決権行使の利益相反管理を含め、責任投資活動に関する幅広い審議を行う「責任投資委員会」を定期的に開催し、社外委員においても賛否に関する当社結論に異存はないことを確認した。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。

ａ．内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。

ｂ．内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役職員に職務遂行上、必要な全ての役職員・資料へのアクセス権を付与している。
・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。
・内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。
・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。
　・「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意
　・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告　　等
・このほか、2024年度においては次の取組みを行っている。

	2024年度における主な取組み
内部監査品質の向上および内部監査プロセスの効率化	・内部監査の国際資格である「公認内部監査人（ＣＩＡ）」の資格取得を推奨し、2024年度の新規取得者は7名で、取得者数（29名）は2024年度末在籍比目標30％以上に対し43.9％と目標を達成した。また、データの収集・分析結果表示の自動化等によるＩＴ活用を推進したほか、内部監査品質の継続的モニタリング（役職者によるレビュー活動）や子会社を含めて定期的な自己評価を実施した。 ・テーマ監査「より良い企業文化醸成に向けた取組み」においてコンソーシングを活用し、テーマ監査の強化に取り組んだ。なお、全社的取組みや部門横断的に対応している課題等を対象に8個のテーマ監査を実施した。 ・支社等監査におけるリスクベース監査を推進するとともに、態勢検証マニュアルの継続的な見直しおよび改善フォローアップ運営のレベルアップを実施した。

7．その他

＜相互会社制度運営に関する事項＞

1．2024年8月2日、総代候補者選考委員会が開催され、2025年総代改選についての候補者92名が決定されました。これに基づき2024年10月から11月にかけて全社員による信任投票を実施し、その結果、総代候補者全員が2025年4月1日をもって総代に就任することが確定しました。
2．当年度中の審議員会開催状況は次のとおりです。
　ａ．2024年5月23日、審議員会を開催し、2023年度決算案および事業概況等について報告しました。
　ｂ．2024年11月21日、審議員会を開催し、2024年度上半期事業概況等について報告しました。
3．当年度中に全国各地の支社等において、合計89回ご契約者懇談会を開催し、1,789名のご契約者に出席いただきました。
4．当年度末現在の社員数は6,645,134名、総代数は175名です。

＜商品に関する事項＞

1．2024年4月1日、5年ごと利差配当付終身保険（一時払い）(24)・5年ごと利差配当付新終身保険（一時払い）(24)「ふるはーとＪロードⅢ」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
　・保険料の払込みや死亡保険金、解約返戻金等の支払いが円建となる円建一時払終身保険です。なお、死亡保険金・解約返戻金は、契約時に円建で確定します。
　・健康状態の告知なし（職業のみの告知）で、死亡保険金を契約2年後からふやしてのこせるプラン（健康告知なしプラン）と、３つの健康状態の告知で、死亡保険金を契約後からすぐにふやしてのこせるプラン（３つの健康告知プラン）が選択可能です。
2．2024年4月1日、5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19)Ⅱ型・5年ごと利差配当付指定通貨建新終身保険（一時払い）(24)「ふるはーとＪロードグローバルⅢ」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
　・保険料の払込みや死亡保険金、解約返戻金等の支払いが指定通貨（米ドルもしくは豪ドル）となる外貨建一時払終身保険です。なお、契約後15年間の解約返戻金は市場価格調整を適用するため金利状況によって変動しますが、15年経過以後の解約返戻金は、契約時に指定通貨建で確定します。
　・健康状態の告知なし（職業のみの告知）で、死亡保険金を契約2年後からふやしてのこせるプラン（健康告知なしプラン）と、３つの健康状態の告知で、死亡保険金を契約後からすぐにふやしてのこせるプラン（３つの健康告知プラン）が選択可能です。
3．2024年4月1日、新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型）(24)「スミセイDC年金10年NEO」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
　・確定拠出年金制度における元本確保型商品です。
　・従来商品のしくみを見直し、定年年齢の引上げなど、企業の新しい働き方ニーズに対応するとともに、お客さまにとってわかりやすい商品設計を実現しました。
4．2024年9月25日、「特定3疾病継続保障特約」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
　・保険期間中に生まれて初めてがんと診断確定されたときにがん診断保険金をお支払いします。2回目以降は、直前のがん診断保険金またはがん一時給付金の支払理由に該当した日から起算して1年経過後にがんで入院または所定の通院をされたときに、がん一時給付金をお支払いします。
　・心疾患で入院または手術を受けられたときに心疾患一時給付金をお支払いします。2回目以降は、直前の心疾患一時給付金の支払理由に該当した日から起算して1年経過後に心疾患で入院または手術を受けられたときに、心疾患一時給付金をお支払いします。
　・脳血管疾患で入院または手術を受けられたときに脳血管疾患一時給付金をお支払いします。2回目以降は、直前の脳血管疾患一時給付金の支払理由に該当した日から起算して1年経過後に脳血管疾患で入院または手術を受けられたときに、脳血管疾患一時給付金をお支払いします。
5．2024年9月25日、「新先進医療特約」の保障内容を一層充実させた「新先進医療・患者申出療養特約」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
　・先進医療・患者申出療養にかかわる技術料と同額の先進医療・患者申出療養給付金を通算2000万円までお支払いします。
　・先進医療・患者申出療養給付金の10％相当額の先進医療・患者申出療養保障充実給付金を1回の療養につき50万円までお支払いします。
6．2024年10月10日、無配当眼科医療保険（一時払い）「めまもりほけん」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
　・目の保障に特化した医療保険で、眼科において入院・手術・注射による治療を受けたとき、または緑内障の目薬の支給を受けたときに保険金をお支払いします。
　・本商品は、目の健康増進に取り組むジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 ビジョンケア カンパニー（以下、Ｊ＆Ｊ社）と協業し、Ｊ＆Ｊ社のコンタクトレンズに組み込んだエンベデッド・インシュアランスとして共同開発しました。
　・保険料は協業先であるＪ＆Ｊ社が負担し、対象者は無償でご加入いただけます。
　・保険加入から保険金の支払いまですべてスマートフォンでお手続きいただけます。
7．2025年3月10日、無配当災害死亡保障付積立保険「Ｃｈａｋｉｎ」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
　・保険料払込期間5年、据置期間5年の積立保険で、満期となる10年後には返戻率106.1％の満期保険金をお支払いします。
　・加入後は１か月目から毎月積立金が増えるしくみとしており、保険期間中は、いつ解約しても払込保険料以上の解約返戻金が受け取れます。
　・解約時、死亡時には積立金相当額をお支払いし、災害死亡時には、災害死亡給付金として積立金の1.1倍相当額をお支払いします。
　・保険加入においては、本人確認や初回保険料の払込み、継続保険料の口座登録、保険金・給付金や解約返戻金の支払いまですべてスマートフォンでお手続きいただけます。

＜社会・文化貢献活動に関する事項＞

「Vision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指し、ＳＤＧｓ達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。

1．ＣＳＶプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスミセイ“Vitality Action”を今年度も開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。

2．子育て支援事業として、18回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、2014年から「スミセイアフタースクールプロジェクト」として全国の学童保育等の運営を支援しております。また、子どもの情操教育支援を目的とする「第47回こども絵画コンクール」を実施しました。

3．地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、全社で使用済みクリアファイルのリサイクル活動の推進に取り組みました。また、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（ＷＷＦジャパン）における海洋保全活動への支援（2022年～）を通じ、豊かな海の未来を守る活動に貢献しております。さらに、三重県大台町、宮川森林組合および一般社団法人more treesと、2024 年12 月に森林保全および地域活性化に関する連携協定を締結し、多様性のある森づくりへの取組みを始めました。

4．当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、1992年から職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を実施しております。本取組みにおいても森林保全や海岸・地域の清掃等、ＧＨＧ排出量削減に貢献する活動をはじめ、各地で多岐にわたる活動を展開しております。また、全社の推進担当者を対象として、ＳＤＧｓ達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会を実施しました。その他、24時間テレビ“愛は地球を救うのか？”に協賛し、キャッシュレス募金の推進も行いました。

5．東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町（以下、美浜町）をはじめとした地域社会の活性化を支援しております。具体的には、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品（似顔絵）を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合公園体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。
他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」（以下、Birdie Donation）および「蟬川泰果 Eagle Donation for Future Supported by 住友生命」（以下、Eagle Donation）を展開し、両プロの活躍に応じてポイントを積み立てております。ゴルフツアーが終了次第、積み立てたポイントに応じ、子どもたちへの支援や地球環境の保護のための寄付を行っております。2024年度は、Birdie Donationにおいては、ジュニアゴルファーの育成を目的に一般社団法人日本プロキャディー協会へ寄付を行い、Eagle Donationにおいては、将来を担う地元の子どもたちへの支援のために蟬川プロの出身地である兵庫県加東市へ寄付を行いました。

6．毎週土曜日の朝行われる参加費無料のparkrunは、5㎞のウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできるコミュニティイベントです。当社は、日本で唯一のプレゼンティング・パートナーとして、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。

7．当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額7億3155万5308円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に7579万208円、子育て支援・次世代応援事業に1億3465万3664円、地球環境保全事業に1300万円、地域社会関連事業に458万1046円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8000万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に3753万390円です。